

昭和五十八年十一月二十二日受領
答 弁 第 二 四 号

(質問の 二四)

内閣衆質一〇〇第二四号

昭和五十八年十一月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小沢和秋君提出生活保護制度の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢和秋君提出生活保護制度の改善に関する質問に対する答弁書

一について

生活保護の基準の設定に当たっては、国民の生活水準の動向等を勘案しつつ、今後とも健康で文化的な最低限度の生活の保障に努めてまいりたい。

二から四までについて

(1) 生活保護の基準の改定の在り方については、現在、中央社会福祉審議会において検討が行われており、その結論を待つて対処したい。

(2) 生活保護に要する経費については、国と実施に係る地方公共団体が負担しており、その負担割合を変更することは現在考えていない。

五について

御指摘の文書は、生活保護の円滑かつ適正な実施のために必要な指導通達であり、撤回することは考えていない。真に生活に困窮する者に対しては、必要な保護に欠けることがないよう今後とも努力してまいりたい。

右答弁する。